

一般質問の要旨

(令和7年6月)

質問者 議席番号 11番 守岡 等 議員

1 安定した水道事業を維持するために

水道事業は地方公営企業法が適用され、独立採算制を基本原則とした公営企業会計です。それゆえ、主な収入源は市民税などの税金ではなく、使用した水量に応じた各家庭や企業からの水道料金が主な収入源とされています。この収入によって水道事業にかかる施設や管路などの維持・管理などに使用されています。

しかし、最近の人口減少により水道料金による収入が減少するのに加え、物価高騰による維持・管理費の支出増加、水道管や施設の老朽化、職員の減少など、水道事業をめぐる状況はますます厳しさを増してきています。令和5年度の上下水道の収支では、上水道約2億4千万円、下水道約3億6千万円、あわせて約6億円の不足となり、これまでの積立金や一般会計からの繰入でまかなっている状況です。

こうした状況の下、大学教授や税理士、市内の観光・教育・地区会の関係者などで構成する「上山市上下水道事業経営審議会」が開催され、令和7年2月13日に行われた会議では、経営状況や施設の老朽化による事故の防止などについて協議を行い、その上で水道料金および下水道使用料改定の必要性について話し合われた旨、市報に掲載されました。

また、令和7年3月には「上山市上下水道事業経営戦略」が示され、独立採算を実現するにあたり収益を確保するためには料金改定が必要であるとし、令和10年度に様々な目標に基づき、料金を5%から最高30%に引き上げるシミュレーションパターンが示されました。

水道事業をめぐる厳しい環境の下、安心できる水を確保するために料金改定は必要であると考えますが、市民生活については物価や光熱費の高騰により、特に低所得層や高齢者の生活が圧迫されている状況にあります。こうした状況のもと、様々な方策によって水道料金の引上げを最小限に抑え、安定した水道事業を維持するために、以下のような提案を行うものです。

(1) 技術の継承と最新技術を活用した漏水対策の強化による有収率の引き上げ

水は市民生活に不可欠な資源であり、その安定供給を確保することは市の重要な責務です。しかし、現状では漏水や老朽化した管路などの課題により、水道の有収率が低下してきており、これを引き上げる不断努力が必要となります。有収率を改善す

るためには、長年の経験を持つ技術職員の知識と技能が欠かせません。漏水調査は基本的には音調棒という専門の調査機器を使用し、地中内で発生している水の噴射音を聞き分け特定するという事で、漏水音の判別は長年の経験からしか培えず、非常に高度な専門性が求められるものです。この技術職員の経験を体系的に継承するために研修制度の充実や外部機関との連携強化が必要です。本市においてはこうした専門技術を有する職員が減少していると伺っておりますが、たとえ一人二人でもこうした専門技術を有する職員を確保しておく必要があるのではないのでしょうか。

人工衛星とA Iを活用した管路管理や漏水対策は近年注目されている技術です。例えば衛星データを活用して水道管の漏水リスクを評価し、A Iによる診断結果を基に優先的な調査エリアを特定することで、効率的な維持管理が可能になります。また、人工衛星から地表に電磁波を照射し、その反射波をA Iで分析することで、水量や流れ方の異常を検知し、漏水の可能性が高い場所を特定する技術も導入されています。さらに、A Iを活用した劣化予測診断により、水道管の入れ替え優先順位が見える化し、限られた予算の中で最適な更新計画を立てることができます。

このように技術職員のノウハウ継承と人工衛星データ・A I技術等を活用した管路の適正管理による漏水対策の強化を図り、水道の有収率向上を図り、水道事業会計の健全化に寄与する取組の推進を提案します。市長のご所見を伺います。

(2) 配水施設のダウンサイジングによる適正な施設管理

水道事業の効率化を図るにあたって、配水施設の適正な施設管理を進め、むだな運用コストを削減することが求められています。そのためには、水使用のデータ分析と適正規模の算定を行い、最適なサイズに見直しを図る必要があります。また、老朽化した配水施設の統合や設備更新を行い、エネルギー効率の向上を図ります。最新の省エネルギー型ポンプを導入することで、ランニングコストの低減につなげます。また、I o T技術を活用し、施設の運用状況をリアルタイムで監視できるシステムを導入し、これにより異常発生時の迅速な対応が可能になるだけでなく、維持管理費の削減と運用効率の向上が図られます。現在60%弱の施設利用率を向上させるために、配水施設のダウンサイジングによる適正な施設管理を進めることを提案します。市長のご所見を伺います。

(3) 資材の共同購入など他市町との連携強化

本市も含め県内多くの自治体では、水道施設の老朽化や人口減少に伴う収益減少が課題となっています。特に、小規模自治体では単独での維持管理が困難になりつつあ

り、広域化を通じた事業効率の向上が求められています。また、水源の安定確保や災害時の対応強化の観点からも、地域を越えた連携が不可欠となっています。

水道事業の広域連携を進めることで、事業の共同化や薬品や水道メーター等資材の共同購入が図られ、水道料金の安定化につながるほか、圏域全体の技術者不足の解消、技術継承の改善、技術力の向上に結びつくものと期待されます。

資材の共同購入など他市町との連携強化を提案します。市長のご所見を伺います。

(4) 水道事業の公共性の維持

2002年に水道法が改正され、水道事業の管理業務を第三者に委託できる制度が創設され、2018年の水道法改正では官民連携PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）が示され、本市でもウォーターPPPの検討が進められています。

本市の下水道事業の官民連携としてウォーターPPPレベル3.5という管理・更新一体マネジメント方式が導入されようとしています。これは従来の包括的民間委託（レベル1～3）よりも高度な官民連携を実現しつつ、完全なコンセッション方式（レベル4）には至らない形態です。

レベル3.5の特徴として以下のようなものがあげられます。

- ① 従来の短期契約（3～5年）よりも長い原則10年の長期契約が結ばれる。
- ② 民間事業者が業務執行方法を決定し、責任を負う。
- ③ 維持管理と更新の一体的マネジメントという、単なる維持管理だけでなく、更新（改築）も含めた包括的な運営を行う。
- ④ プロフィットシェアという契約時の見積額から企業努力でコストを削減した場合、官民で利益を分配する。

ウォーターPPPレベル4はコンセッション方式と呼ばれ、民間企業が運営権を取得し、利用料金を直接収受する形態で、レベル3.5は運営権の設定や料金収受は含まれず、自治体が主体となりながら民間のノウハウを活用する方式です。

本市においては、公共下水道施設等の維持管理・運営および更新の一体的なマネジメントの実施を目的とし、PFI法第6条に準ずる民間提案が提出され、本市の方針に沿った提案内容であることから、提案内容を参考にしながら、令和9年度の事業実施に向け事業者選定等の検討・手続きを進めることを決定しました。

この官民連携ウォーターPPPレベル3.5によって、今日の下水道をめぐる問題がすべて解決できるかは疑問が残るところですが、料金設定について自治体が設定するなど、自治体の関与が担保されることから、公共の福祉としての下水道事業の展開

を望むものです。また今回の決定によって国からの交付金措置があることも重要なポイントになろうかと思えます。

さて、問題はウォーター P P P レベル 4 のコンセッション方式についてです。日本語に訳せば民間任せきり方式、実質の水道民営化といっても過言ではないかと思いますが、今回はコンセッション方式で統一したいと考えます。令和 7 年 3 月に改定された「上山市上下水道事業経営戦略」において、今後の管路更新および維持管理に向けたウォーター P P P の検討が明記されました。コンセッション方式をめぐっては以下のような問題点が指摘されています。

① 料金上昇のリスク

コンセッション方式では、民間企業が運営権を取得し、利用料金を直接収受するため、利益を確保するために水道料金が上昇する可能性があります。特に、契約内容によっては、自治体が料金の上限を設定できない場合もあり、利用者の負担が増える懸念があります。水道料を支払えない世帯は供給が止められる可能性もあります。

ブエノスアイレス市では、民営化の契約から一年も経たないうちに財政上の問題を理由に契約内容の変更を市に求め、契約後の 7 年間で 4 5 % も値上がりし、その後も年 4 % の値上げが続き、市民の激しい抗議運動が起きました。結局、民営化から 1 3 年が経った 2 0 0 6 年に水道事業の再公営化が図られました。

しかし、問題は企業が水道事業から撤退したことに留まりません。契約解消をめぐっては多くのケースで企業と自治体の主張が対立し、訴訟に発展する場合も少なくありません。ここで問題になるのが、国家間で交わす貿易・投資協定に含まれる投資家保護の仕組みである「投資家対国家の紛争解決制度（I S D S）」というものです。一時期、T P P（環太平洋パートナーシップ）の議論でも問題になりましたが、この I S D S が中南米での水道をめぐる政府・自治体と企業の対立で多く使われ、そのため政府や自治体が多額の賠償金を支払うという結果になりました。

② サービスの質の低下

民間企業は利益を優先する傾向があるため、コスト削減のために維持管理や設備更新が十分に行われない可能性があります。例えば、フランスのパリでは民営化後に水道の品質が著しく低下し、最終的に再公営化された事例があります。

ピッツバーグ市では、民営化によって安全管理や水質検査を担う職員が削減されただけでなく、鉛などの重金属を水道水から除去する化学薬品を安価な薬品に切り替えるなどの経費削減を図った結果、長期にわたる鉛汚染が発生し、大変な問題を引き起こし企業の撤退につながりましたが、以降アメリカ国内ではこの企業は新たな契約を獲得できていないとのことでした。

③ 民間企業の撤退リスク

民間企業が経営上の理由で撤退する場合、自治体が緊急対応を迫られることになります。特に、企業の経営悪化や市場環境の変化によって、契約途中で事業を放棄するケースが海外では報告されています。

④ 監視・規制の難しさ

運営権の移行は、業務に携わる職員や意思決定メカニズムの移行であり、自治体にはモニタリングする能力自体がなくなってしまう可能性があります。運営権を企業が握る中で、自治体がどこまで日常業務や財務諸表をチェックし、問題があれば是正するように提言できるか疑問です。

パリ市では、契約期間中の経営は不透明で、市議会が運営や経営の情報を企業に求めても非常に難しかったことが報告されています。

⑤ 災害時の対応

コンセッション方式では、施設・設備の所有権を自治体が、運営権を民間企業が持つことになりますが、災害時には水道管などの設備が壊れ、水道の供給ができなくなるというように、両者は連動する中、迅速な判断を求められる災害時に、自治体と民間企業が意思疎通をして復旧作業にあたれるか、その際の費用負担と責任はどうなるかなど、不透明な点が多くあります。現在は「公公連携」として他の自治体職員が迅速に災害現場にかけつけていますが、民間企業が運営権を持つ方式で同様の連携がとれるのか疑問です。

⑥ 地域経済への影響

水道に関わる業務の多くは、単年度の一般競争入札によって自治体から各事業者へ発注されています。「町の水道屋さん」といわれているように、管工事業者など多くの地元企業が地域の水道を支えています。コンセッション方式では大手水道企業やゼネコンなどからなる共同事業体が建設や管理に関わる下請け企業を自由に決めて発注できるようになります。コスト削減のため系列子会社へ丸投げされたり、地元企業に発注されたとしても安価になるなど地元企業、地域経済への影響が懸念されます。

⑦ 職員と技術が失われる

コンセッション方式によって、自治体の水道職員の減少がさらに進みます。また、長期にわたるコンセッション契約のもとで、自治体が蓄積してきた水道に関する技術や経験が失われ、その結果、契約期間終了後の再公営化という選択の可能性は低くなります。

このように、コンセッション方式には様々な問題点が指摘されており、現在コンセッション方式を導入しているのは宮城県の水道事業、浜松市などの下水道事業に限定

されています。

本市において、水道事業の官民連携は部分委託にとどめ、ウォーターPPPのセッション方式は導入しないことを提案します。市長のご所見を伺います。

2 国民健康保険加入者への「資格確認書」発行について

令和6年12月からマイナンバー保険証の本格運用が始まりましたが、その利用率は全国で31.57%、本市でも51.36%だと伺っています。これまでは月1回保険証を提示するだけで医療機関を受診することができましたが、マイナンバー保険証の運用によって、診察券を提示するだけでなく、その都度マイナンバーカードを機器にかざし、認証作業を行い、同意ボタンを押すという煩わしい作業が必要になりました。顔認証では時間がかかる上、エラー表示も起きるそうです。そうした煩わしさがマイナンバー保険証利用率の低さにつながっているのではないかと考えます。国の方ではマイナンバー保険証を持たない人に加えて、75歳以上の後期高齢者などに対して、健康保険証と同様に使える「資格確認書」を発行するとしています。マイナンバー保険証の本格的な運用が始まっている医療機関関係者の話によると、今もマイナンバー保険証で受診することが難しい患者が多いそうです。今の状況でマイナンバー保険証だけになったら現場としての対応は不可能に近く、医療が受けられない患者が出てくる可能性もあるとのこと。

こうした状況の下、東京都渋谷区や世田谷区ではマイナンバー保険証の有無にかかわらず、国民健康保険制度加入者全員に「資格確認書」を独自に発行するとのこと。この夏以降順次「資格確認書」を送付する予定だということです。国の方針と異なる判断をしたことについて、それぞれの区は、国民健康保険の発行権限は、自治体にあるとした上で、「制度が移行期間にあり、利用者が混乱せずに保険医療を受けられるようにするため」としています。

本市においても、市民が安全・安心な医療を受けられるように、マイナンバー保険証の有無にかかわらず、国民健康保険の加入者全員に、健康保険証と同様に使える「資格確認書」を独自に発行することを提案します。市長のご所見を伺います。